

健全化判断比率・資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成21年度の健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

1. 健全化判断比率

〈平成21年度決算に基づく健全化判断比率〉

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0	20.0
連結実質赤字比率	—	20.0	40.0
実質公債費比率	13.8	25.0	35.0
将来負担比率	68.2	350.0	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率がない場合は、「—」で表示します。

2. 資金不足比率

〈平成21年度決算に基づく資金不足比率〉

(単位：%)

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

【用語解説】

- ◆実質赤字比率
一般会計等を対象とした赤字額のその団体の標準的な財政規模に対する比率です。
- ◆連結実質赤字比率
全会計の赤字と黒字の合算額の標準的な財政規模に対する比率です。
- ◆実質公債費比率
一般会計等が負担する元利償還金及び元利償還金に類する支出額の標準的な財政規模に対する比率です。その指標は当該年度と過去2カ年の3カ年の平均値を算出します。
- ◆将来負担比率
一般会計等が将来負担すべき額（元利償還金等）の標準的な財政規模に対する比率です。
- ◆資金不足比率
公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化したものです。
- ◆早期健全化基準
地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。
- ◆財政再生基準
地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡等により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。
- ◆経営健全化基準
地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値